

特定地域づくり事業協同組合の認定について

1 特定地域づくり事業協同組合制度について

- ・令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、地方の農山漁村等における人口の更なる急減を抑制し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして創設された制度。
- ・県が認定する特定地域づくり事業協同組合が、過疎地域等において季節毎の労働力需要に応じて地域内の仕事を組み合わせ、複数の事業者マルチワーカーを派遣することにより、年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境を確保しようとするもの。
- ・特定地域づくり事業協同組合は、国の交付金と特別交付税を財源とした市町村補助を受けることで、事業者から徴収する利用料を抑えつつ、一定水準の給与をマルチワーカーに支払うことが可能となる。
〔市町村が行う特定地域づくり事業協同組合の運営費に対する支援に対して、1/2の国庫補助、1/4の特別交付税措置あり。補助に要する市町村の実質負担は1/8。〕
- ・今回認定する「人材サポートなんぶ協同組合」は、本県における認定第1号。
- ・全国では島根県海士町等で全11組合が認定されている。(R3.5.19時点)

2 人材サポートなんぶ協同組合について

- (1) 設立時期 令和2年6月9日に南部町で設立
- (2) 代表理事 山本 又一 氏 (農業)
- (3) 構成事業者 6者 (いずれも個人の農業者)
- (4) 採用予定人数 4名程度
- (5) 採用職員の派遣業務内容 農業 (水稻、リンゴ、[冬期] 長いも、果樹剪定等)

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

